

埼玉県立浦和東高等学校 部活動再開ガイドライン

～感染拡大防止と効果的な活動を目指して～

1. 趣旨

- このガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大防止をふまえ、安全で効果的な部活動を再開するためのものである。
- 臨時休校が長期であったことから、生徒の体力や技能・気力の低下等が考えられるため、段階的に活動を行う。
- 各段階において継続的な感染拡大防止に努め、生徒の健康・安全を最優先に行うものとする。
- 本ガイドラインは、部活動を再開するに当たっての基準や再開後の感染拡大予防のための留意点について、スポーツ庁や日本スポーツ協会が策定したガイドラインを参考にしてまとめたものである。
- 今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況等によって、内容を見直し更新する可能性がある。

2. 徹底事項

- 「通常授業」再開後の実情を考慮し、教職員・生徒・保護者・地域等と感染拡大防止対策について共通理解を図った上で再開する。
- 活動再開に際して、保護者の同意を得た上で生徒の参加を許可する。
- 生徒本人・同居人に発熱・風邪症状等がある場合は、参加しないように指導する。
- 顧問（部活動指導者）は、生徒の健康・安全管理のため、活動中はその場で必ず指導にあたる。
- 準備・着替えなどを含め、活動が3密にならないように指導する。
- 生徒に手洗いや咳エチケット等の基本的な感染拡大防止対策を徹底する。

3. 留意事項

(1) 運動部について

- 十分な準備運動を実施する。また、身体に過度な負担がかかる運動を避けるなど、けがの防止に配慮する。
- 当面、密集せず、距離を取って行うことができる活動を重視するなど工夫する。
- 部活動で使用する用具は、使用前に消毒するとともに、生徒間で不必要に使いまわししない。やむを得ず使いまわす道具を使用させる場合には使用後の消毒を行うとともに、生徒にこまめな手洗いを行わせる。
- 体育館や教室など屋内で実施部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用、施設の広さに応じた人数制限をするなど、感染拡大防止のための対策を講じる。
- 手洗い、うがい、咳エチケットを徹底する。
- マスクの着用については、部活動の活動中においても「県立学校版 学校再開に向けた

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」及び、別添「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」に準じて行うこと。

- 活動終了後は、速やかに下校を促す。
- 下校時に密集を避ける手立てを講じる。
- 対人競技（柔道、剣道、空手道、なぎなた等）においては、近距離での対人練習はなるべく避ける。
- チームスポーツにおいては、人が密集したり、接触したりする機会をなるべく作らないようにし、個人の技能を高める練習をするなど、内容を工夫する。

(2) 文化部について

- 各部活動に共通する活動として、生徒が[密集する活動]や、生徒が[近距離で組み合ったり接触したりする場合が多い活動]、[向かい合って発声したりする活動]について、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離をとって行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- 用具等の共用については、部活で使用する用具は、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要な使いまわしをしない。やむを得ず使いまわす道具を使用させる場合には使用後の消毒を行うとともに、生徒にこまめな手洗いを行わせる。
- その他の文化部の活動においても、小グループで、3密を防いでの活動となるよう工夫する。
- 部活動での登下校時に、密接・密集にならないように注意喚起する。
- 終了後は、速やかな帰宅を促す。

4. 感染防止対策

(1) マスクの着用について

- ① 顧問は、原則として指導中もマスクを着用する。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことがある。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、生徒の距離を確保する。

(2) 顧問の対応について

- ① 顧問は、活動前に自分の体調を確認する。発熱（37.5℃以上）や風邪症状のあるときは指導にあたらぬ。
- ② 顧問は、参加生徒に対し（3）に示す内容を指導するとともに活動前・活動中・活動後の健康観察を徹底する。
- ③ 顧問は、活動全体の管理運営を適切に行う。
- ④ 顧問は、生徒の参加状況を把握する。
- ⑤ 1年生については、部活動への登録が済むまでは、本活動への参加は見合わせる。ただし、1年生本人が既に入部の意志を固めている生徒については、保護者の了承のもと、安全に十分留意して無理のない活動をさせる。
- ⑥ 健康診断が実施できていないことを踏まえ、前年度の健康診断結果（新入生の場合は前学校からの健康に関する引継ぎ事項）、等に留意し、活動前・中・後の生徒の健康観察を徹底したうえで、体力的に無理のない活動となるよう配慮する。なお、心配される生徒については、かかりつけ医または学校医の診断の後に実施する。

- ⑦ 顧問は、活動終了後は速やかに帰宅させるなど、集団でいる時間を短くする。
- ⑧ 顧問は、生徒の部活動終了後、退校確認等を行う。

(3) 生徒個人の対応について

- ① 活動前に体調を確認する。発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある生徒は活動しない。
- ② 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底する。
- ③ 活動中に体調に異変を感じたら直ぐに活動を中止し、顧問に知らせる。
- ④ 活動後であっても体調に異変を感じたら顧問に知らせる。
- ⑤ 活動後は速やかに後片付けをして下校する。
- ⑥ 飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ等の共用はしない。

(4) 活動場所 について

- ① 使用時間及び会場の割り当てを工夫し、多くの生徒が集まらないようにする。
- ② 屋内の場合はこまめに換気を行い1時間に1～2回程度、常にドアを広く開け、窓を多少開けておくなど密閉した空間を作らないこと。
- ③ 消毒液の設置及び積極的な活用、生徒が手を触れる箇所（ドアノブなど）の消毒など定期的（1日1回以上）に担当者を決めて実施する。
- ⑤ 換気の悪い会場の場合は、別の場所や屋外に移動する等の対策を講じる。
- ⑥ プールにおいては、プール内やプールサイド等で密な状態（いわゆる芋洗い状態）とならないことや、特に更衣室等での密を避けるよう指導する。

(5) 更衣室・部室について

- ① 更衣室や部室は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。
- ② 部室は、原則として各部活動で所持している物品等や活動する生徒の荷物置き場として使用し、多くの部員が部室の中にいることのないようにすること。
- ③ やむを得ず、更衣室や部室を使用する場合は、換気扇を常時稼働させておいたり、換気用の小窓を開けたりする等、換気を徹底すること。
- ④ 更衣室の利用は、着替えなどの必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた使用にするなど3密を避ける。
- ⑤ 更衣室については、密を避けるための工夫として、複数の場所を用意するなどを考える。
- ⑥ 更衣室や部室内で複数の生徒が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。

(6) 活動場所付近の洗面所（トイレ）や手洗い場等について

- ① 洗面所等は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。
- ② トイレ内の複数の生徒が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）についてはこまめに消毒する。
- ③ 洋式トイレの場合は蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ④ 手洗い場等には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- ⑤ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。